平成２１年（フ）第３４６号
山口県下関市伊倉本町８番18―301号　コート曙
債務者　内田　文夫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
愛媛県西予市野村町野村９号163番地
債務者　薬師神桂子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第５１０号
大分県臼杵市大字大浜271番地
債務者　平川　義彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７８号
大分県別府市石垣東２丁目１番32号
債務者　竹本　美香（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６１０号
大分県別府市南的ヶ浜町３番５号　南的ハイツ１階202号
債務者　柴田　理江
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６４０号
大分市大字古国府236番地の１　フォーレント古国府Ａ202
債務者　小野さおり
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６５号
大分県別府市石垣東５丁目７番31―102号
債務者　幸川　由紀（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６９号
大分市大字羽屋827番地　花園マンション206
債務者　牧　はるみ
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２７６号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折11832番地
債務者　田﨑　晃一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８３号
富山市太郎丸西町１丁目13番地６　城南温泉病院、前住所富山市山室194番地２　サンシャーレ山室203号
債務者　塩　　英明
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９６号
神奈川県横須賀市上町３丁目47番地　中村アパート２Ｆ
債務者　谷　　建次
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１３４号
岐阜県加茂郡八百津町野上1836番地２
債務者　大脇　明判
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１３５号
岐阜県加茂郡八百津町野上1836番地２
債務者　大脇　弓枝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１９９号
松江市八束町波入694番地
債務者　池内　照夫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１４号
島根県仁多郡奥出雲町馬馳98番地１、前住所島根県仁多郡奥出雲町三成819番地９　サンコーポラス２―204
債務者　八澤こころ
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１８号
松江市矢田町57番地２　矢田アパート１―121
債務者　金坂　美幸（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６９号
熊本市池田１丁目１番55号
債務者　髙木　博明
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部